

○国立大学法人埼玉大学外国人受託研修員規則

〔平成16年4月1日
規則第31号〕

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成18.6.8	18規則113	平成20.1.24	19規則90
	平成20.3.1	19規則97	平成20.8.7	20規則80
	平成20.12.26	20規則117	平成21.2.26	20規則128
	平成24.9.25	24規則34	平成25.9.30	25規則15
	平成26.3.20	25規則47	平成27.3.20	26規則93
	平成28.3.29	27規則80	令和元.9.26	元規則24
	令和2.3.26	元規則42	令和4.3.17	3規則40

(趣旨)

第1条 本学における外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）の取扱いは、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 受託研修員とは、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が開発途上国から招致する研修員で、本学において研修を受ける者をいう。

(資格)

第3条 受託研修員として受け入れることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文に定める大学院に入学することができる者
- (2) その他本学において、前号に準ずる学力があると認められた者

(申請及び許可)

第4条 機構の理事長から受託研修員としての受入れの申請があったときは、本学の教育・研究に支障がない場合に限り、受託研修員として受け入れようとする部局（教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、研究推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー、社会調査研究センター、科学分析支援センター、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。）の受入れに係る適否を審議する組織の議を経て、学長が許可する。

(研修期間)

第5条 研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(研修期間区分)

第6条 研修期間区分は、事業年度における研修する期間の日数により1か月を単位として区分する。

2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第7条 学長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮してその指導教員を定め、指導を行わせるものとする。

2 学長は、前項の研修目的を達成するため必要な場合は、第5条に規定する研修期間中に学外における研修を行わせることができる。

3 学長は、前項の学外における研修を実施させるに当たっては、指導教員又は学長が適当と認めた者に引率させるものとする。

(研修料及び徴収方法)

第8条 受託研修員の受入れを許可したときは、当該事業年度に属する研修料を機構から直ちに徴収するものとする。ただし、当該年度を超えて研修期間を許可している場合の翌年度以降の研修料は、翌年度当初に徴収するものとする。

2 前項の研修料の額（消費税相当額を含む。）は、別表に定める額とする。

3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には、延長する研修日数を加算し、第6条に規定する研修期間区分により、直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

4 原則として既納の研修料は、還付しない。

(証明書の交付)

第9条 学長は、受託研修員から申出があったときは、研修題目及び研修期間等を記した研修証明書を交付するものとする。

(施設等の使用)

第10条 受託研修員は、研修目的を遂行するために必要な本学の施設及び設備を利用することができる。

(諸規則の遵守)

第11条 受託研修員は、本学の諸規則を守らなければならない。

2 学長は、受託研修員が本学の諸規則に違反し、又は本学の教育・研究に重大な支障を生ぜしめたときは、受入れの許可を取り消すことができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10.1 16規則171)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1 16規則189)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9. 30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 20 25規則47）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則93）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 9. 26 元規則24）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

研修期間区分	研 修 料
1 か 月	2 3 6 , 3 0 0 円